

# 大分県報

令和七年  
号外（二九）  
三月三十一日

（月曜日）

規則第1号）

を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

## 目次

### 警察本部告示

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示の一部改正……………一

### 警察本部訓令

警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正……………一  
大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令の一部改正……………一  
職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正……………三  
大分県警察本部長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正……………四  
職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部改正……………四  
大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………六  
大分県警察における災害警備活動に関する規程の一部改正……………七

## ○警察本部告示

### 大分県警察本部告示第16号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示（令和4年大分県警察本部告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大分県警察本部長

嶋

野

徹

別表第1中

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会

第5条第1項

令和3年6月1日

令和七年三月三十一日

## ○警察本部訓令

### 大分県警察本部訓令第9号

警察学校  
警察署

警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（平成21年大分県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大分県警察本部長

嶋

野

徹

別表第1の2の表中「1億円」を「2億円」に改め、別表第1の4の表の委託料の項中「2,000万円」を「3,000万円」に改め、同表の工事請負費の項中「1億円」を「2億円」に改め、同表の注2中「解除は」の次に「、かい長の権限に属する事務のみの決裁とし」を加え、同表の注3に後段として次のように加える。

この場合において、契約金額の減額を伴うときは、かい長の権限に属する事務のみの決裁とする。

別表第1の5の表の1の部の委託料の項中「2,000万円」を「3,000万円」に改め、同表の注3中「解除は」の次に「、かい長の権限に属する事務のみの決裁とし」を加え、同表の注4に後段として次のように加える。

この場合において、契約金額の減額を伴うときは、かい長の権限に属する事務のみの決裁とする。

別表第1の5の表の注8中「若しくは」を「又は」に、「又は」を「及び」に、「かい長」を「副署長等」に改め、同表の注9中「かい長」を「副署長等」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

### 大分県警察本部訓令第10号

大分県報号外（警察本部告示・警察本部訓令）

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。  
  
令和7年3月31日

大分県警察本部長 幡 野 徹

第7条から第10条までを次のように改める。  
(身上に関する自己申告及び面接)

第7条 所属長は、臨時的任用職員に対し、身上に関する事項について申告を行わせるものとする。申告した内容に変更が生じたときも、同様とする。  
  
2 所属長は、身上に関する事項について、臨時的任用職員に対し、警務課長が別に定める方法で面接を行うものとする。

第8条から第10条まで 削除

第14条の2第1項中「別表第1の6の項及び12の項から14の項まで」を「別表第1の5の項」に改め、「次項並びに」を削り、「6か月以上の」を「1年以上の」に改め、同条第2項中「（別表第2の2の項に掲げる場合にあつては任用期間が6か月以上と定められた臨時的任用職員又は大分県警察の職に引き続き在職している期間が1年以上の臨時的任用職員に、同表の7の項に掲げる場合にあつては任用期間が6か月以上と定められた臨時的任用職員又は大分県警察の職に引き続き在職している期間が6か月以上の臨時的任用職員に限る。）に対し、同表」を「にに対し、別表第2」に改め、同条第3項及び第4項中「別表第1の6の項及び12の項から14の項まで」を「別表第1の7の項及び13の項から15の項まで」に、「別表第2の4の項」を「別表第2の3の項」に改める。  
  
別表第1中15の項を16の項とし、14の項を次のように改め、同項を同表の15の項とする。

15 臨時的任用職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。

(1) 配偶者、父母、子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第10条第1項第2号の表の備考2及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和26年大分県規

任用期間において5日（義務教育終了前の子が2人以上いる場合にあつては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間

則第40号）別表第2の19の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。） 、祖父母、孫及び配偶者の父母の看護（負傷し、又は疾病にかかったこれらの者の世話をを行うことをいう。）を行う場合

(2) 義務教育終了前の子の母子保健法第12条第1項若しくは第13条第1項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等への出席停止若しくは学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話をを行う場合  
(3) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の学校等の行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合

別表第1の13の項中「別表第2の5の項」を「別表第2の4の項」に改め、同項を同表の14の項とし、同表中5の項から12の項までを1項ずつ繰り下げ、4の項の次に次のように加える。

5 負傷又は疾病（公務上のものを除く。）のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

任用1年目に付与された年次有給休暇の日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間

別表第2中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

6 臨時的任用職員が、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第13条の4第1項に規定する子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる

1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

場合

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

~~~~~

大分県警察本部訓令第11号

警察本部  
警察学校  
警察署

職員の特殊勤務手当支給規程（昭和54年大分県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大分県警察本部長 嶋 野 徹

別表の2の項中「犯罪現場において犯罪鑑識作業に従事した職員」の次に「（情報技術解析作業にあつては、生活安全部サイバー犯罪対策課に勤務する職員に限る。）」を加える。  
第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

特 殊 勤 務 手 当 実 績 簿

（ 年 月 ）

所 属 長 氏 名

所 属 長

| 作業種別  | 号() | 号() | 号() | 号() | 号() | 号() | 号() | 号() |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1()   | 実 績 | 実 績 | 実 績 | 実 績 | 実 績 | 実 績 | 実 績 | 実 績 |
| 2()   |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 3()   |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 4()   |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 5()   |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 6()   |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 7()   |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 8()   |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 9()   |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 10()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 11()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 12()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 13()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 14()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 15()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 16()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 17()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 18()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 19()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 20()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 21()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 22()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 23()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 24()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 25()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 26()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 27()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 28()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 29()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 30()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 31()  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| コード   |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 車種    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 日(月)数 |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 支給金額  | 円   | 円   | 円   | 円   | 円   | 円   | 円   | 円   |

|     |         |                                 |
|-----|---------|---------------------------------|
| 1号  | 捜査      | イ 現場<br>ロ その他                   |
| 2号  | 鑑 識     | ロ その他                           |
| 3号  | 看守 護 送  |                                 |
| 4号  | 白 バ イ   |                                 |
| 5号  | パ ト     |                                 |
| 6号  | 交 通     | イ 高速<br>ロ その他                   |
| 7号  | 警 ら     |                                 |
| 8号  | 死 体 取 扱 | イ 検視官<br>ロ その他                  |
| 9号  | 夜間特殊業務  | イ 5H超<br>ロ 5H以下<br>ハ 2H未満       |
| 10号 | 潜 水     | イ 2.0Mまで<br>ロ 3.0Mまで<br>ハ 3.0M超 |
| 11号 | 爆発物処理   | イ 爆発物処理<br>ロ 火薬保管立入<br>ハ 危険物処理  |
| 12号 | 避難救助等   | イ 避難救助<br>ロ 火災などに係る避難救助<br>ハ 訓練 |
| 13号 | 航空機操縦   | イ 操縦<br>ロ 危険作業                  |
| 14号 | 航空機整備   | イ I 整備士<br>ロ I その他              |
| 15号 | 航空機搭乗   | イ 2 危険作業(整備員)<br>ロ 2 危険作業(その他)  |
| 16号 | 身 辺 警 護 | イ 天皇等の警衛<br>ロ その他の警衛<br>ハ 警護    |
| 17号 | 海外出張出張  |                                 |
| 18号 | 銃器訓練教育  |                                 |
| 19号 | 緊急出動夜間  |                                 |

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第12号

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察本部長の権限に属する事務の一部を委任する規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大分県警察本部長 幡 野 徹

第3条中「。以下「府令」という。」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 課長等

ア 所属の職員（課長等を除く。）に旅行を命じること。

イ 証人、鑑定人、参考人、通訳、講師等の旅行を依頼すること。

第3条第2号ア中「及び府令第16条第1項の規定により日額旅費の支給を受ける職員」を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第13号

警察本部  
警察学校  
警察署

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大分県警察本部長 幡 野 徹

第9条の2第2項中「規定する部分休業又は」を「規定する部分休業、」に改め、「規定する育児時間」の次に「又は条例第13条の4第1項に規定する子育て部分休業」を加え、「又は当該育児時間」を「、当該育児時間又は当該子育て部分休業」に改める。  
第9条の2の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第9条の3 条例第13条の4第2項の任命権者が定める時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業、育児休業条例第25条第2項に規定する育児時間又は条例第13条の3第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）とする。

2 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇の承認請求等)

第15条の3 職員は、条例第13条の4に規定する子育て部分休暇を受けようとするときは、子育て部分休暇承認請求書（第6号様式の4）により、子育て部分休暇を始めようとする1月前までに、子育て部分休暇を行おうとする期間について包括的に所属長に請求し、承認を受けなければならない。

2 所属長は、子育て部分休暇の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 所属長は、子育て部分休暇を承認した場合には、当該子育て部分休暇承認請求書の写しを添付して、警務課長に報告するものとする。

第19条第1号ア中「職員で運転免許証の即日交付に従事する事務職員」を「事務職員（課長補佐以下の職にある者に限る。）」に改める。

第22条の2第1号イ中「（高等部を除く。）」を削り、同号に次のように加える。

ウ 学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級（小学校又は中学校に置かれるものに限る。）に就学中の子を養育する職員  
第6号様式の3の次に次の1様式を加える。

第6号様式の4（第15条の3関係）

(表)

子育て部分休暇承認請求書

年 月 日

(所屬長)

(請求者)  
所 属  
職 名  
氏 名

下記のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。

| 期 間          |                                                                                                         |                                                                 | 時 間         |             |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------|-------------|
| 請求期間<br>及び時間 | 年月日                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) | 午前 時 分～ 時 分 | 午後 時 分～ 時 分 |
|              | 年月日から<br>年月日まで                                                                                          | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) | 午前 時 分～ 時 分 | 午後 時 分～ 時 分 |
| 請求に係る子       | 氏 名                                                                                                     |                                                                 |             |             |
|              | 続 柄                                                                                                     |                                                                 |             |             |
| 託児の状態        | 生年月日                                                                                                    | 年 月 日生                                                          |             |             |
|              |                                                                                                         |                                                                 |             |             |
| 通勤の状況        | <input type="checkbox"/> 託児施設 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )<br>(託児時間： 時 分～ 時 分) (託児時間： 時 分～ 時 分) |                                                                 |             |             |
|              | 通勤時間 時間 分 (託児先を経由する時間を含む)                                                                               |                                                                 |             |             |

- ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者と子の続柄及び生年月日を証明する書類（戸籍謄本・抄本、医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届出済証明書などのものでよい）を添付すること（写真でも可）。
- ② 該当する□に印を記入すること。
- ③ 子育て部分休暇の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を子育て部分休暇承認取消簿に記入すること。

※ 所屬長記入欄

|     |                                                          |                |                |  |  |
|-----|----------------------------------------------------------|----------------|----------------|--|--|
| 決裁欄 | 所屬長                                                      |                |                |  |  |
|     | <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 | 受付年月日<br>決裁年月日 | 年 月 日<br>年 月 日 |  |  |

(裏)  
子育で部分休暇承認取消簿

[illegible]

令和七年三月三十一日

大分県報号外（警察本部訓令）



第8号様式の2中

|     |   |       |   |      |       |
|-----|---|-------|---|------|-------|
| 「午前 | 時 | 分から午後 | 時 | 分まで（ | ）     |
| 午前  | 時 | 分から午後 | 時 | 分まで（ | ）を削る。 |
| 午前  | 時 | 分から午後 | 時 | 分まで（ | ）     |
| 午前  | 時 | 分から午後 | 時 | 分まで（ | ）」    |

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第14号

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程（令和2年大分県警察本部訓令第26号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大分県警察本部長 幡 野 徹

第13条の次に次の1条を加える。

（身上に関する自己申告及び面接）

**第13条の2** 所属長は、特別職非常勤職員及び会計年度任用職員に対し、身上に関する事項について申告を行わせるものとする。申告した内容に変更を生じたときも、同様とする。

2 所属長は、身上に関する事項について、特別職非常勤職員及び会計年度任用職員に対し、警務課長が別に定める方法で面接を行うものとする。

第21条の6中「100分の210」を「100分の315」に改める。

第26条第1項中「別表第1の6の項、12の項及び13の項」を「別表第1の5の項」に改め、「又は大分県警察の職に引き続き在職している期間が6か月以上の会計年度任用職員」を削り、同条第2項中「別表第2の6の項及び7の項に掲げる場合にあっては6か月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は大分県警察の職に引き続き在職している期間が6か月以上の会計年度任用職員に、同表の8の項」を「別表第2の7の項」に改め、同条第3項及び第4項中「別表第1の6の項、12の項及び13の項」を「別表第1の7の項、13の項及び14の項」に、「別表第2の4の項、6の項及び7の項」を「別表第2の3の項、5の項及び6の項」に改める。

別表第1中14の項を15の項とし、同表の13の項中「別表第2の5の項」を「別表第2の4

の項」に改め、同項を同表の14の項とし、同表中7の項から12の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の6の項中「（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）」を削り、同項を同表の7の項とし、同表中5の項を6の項とし、4の項の次に次のように加える。

|                                                           |                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 5 負傷又は疾病（公務上のものを除く。）のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において、第25条第4項の表の初年度の項に掲げる日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間 |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|

別表第2中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、同項の次に次のように加える。

|                                                                                                                                                                                                               |                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 5 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第10条第1項第2号の表の備考2及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和26年大分県規則第40号）別表第2の19の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次のいずれかに該当する場合であって、勤務しないことが相当であると認められるとき。 | 一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の日又は時間 |
| (1) その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のことをいう。）を行う場合                                                                                                                                                                   |                                                                         |
| (2) その子の母子保健法第12条第1項若しくは第13条第1項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等への出席停止若しくは学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話を行う場合                                                                   |                                                                         |

|                                                    |  |
|----------------------------------------------------|--|
| (3) その子の学校等の行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合 |  |
|----------------------------------------------------|--|

別表第2中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

~~~~~

大分県警察本部訓令第15号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

大分県警察における災害警備活動に関する規程（平成25年大分県警察本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大分県警察本部長 幡 野 徹

第9条第1項中「警察署長は、」を「警察本部長は第20条第3項第1号に規定する災害警備本部の要員及び第21条第1項の災害警備部隊の隊員に、警察署長は」に改め、「管轄区域内の」を削る。

第18条第4項を削る。

第33条に次の1号を加える。

(10) 職員の安否確認

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。